

登録票(平成31年度)

夏季

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏1	少年院における矯正教育の実務について	帯広少年院	帯広少年院 北海道帯広市緑ヶ丘3の2	2人程度	平成31年7月29日(月)～同月31日(水)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏2	少年院における矯正教育の実務について	北海少年院・ 紫明女子学院	北海少年院 北海道千歳市大和4-746-10 紫明女子学院 北海道千歳市大和4-662-2	各施設3人まで	平成31年8月上旬又は9月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習(男子学生は北海少年院において、女子学生は紫明女子学院において実習等を実施)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。 ・男女の別は問わないが、原則として、男子学生は北海少年院において、女子学生は紫明女子学院において、実習等を実施する。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏3	少年院における矯正教育の実務について	月形学園	月形学園 北海道樺戸郡月形町字知来乙264-1	3人程度	平成31年夏季(7月中旬から8月中旬、9月の中旬から下旬)の連続する3日間	応募時に申出があれば、期間途中までの参加は可。ただし、期間途中からの参加は不可。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習 ・現場職員との意見交換 ただし、9月以後は、見学実習を実施しない。	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいが、専攻は問わない。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。ただし、未成年である場合は、事前に保護者の了解を得ていること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏4	少年鑑別所における鑑別の実務について	札幌少年鑑別所	札幌少年鑑別所 北海道札幌市東区東苗穂2-1-1-25	3人程度	平成31年8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏5	少年鑑別所における鑑別の実務について	函館少年鑑別支所	函館少年鑑別支所 北海道函館市金堀町6-15	2名以内	平成31年8月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏6	少年鑑別所における鑑別の実務について	旭川少年鑑別所	旭川少年鑑別所 北海道旭川市豊岡一条一丁目三番二十四号	2人程度	平成31年7月29日(月)～同月31日(水)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましい。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏7	少年鑑別所における鑑別の実務について	釧路少年鑑別所	釧路少年鑑別所 北海道釧路市弥生1丁目5-22	2人程度	平成31年8月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏8	少年院における矯正教育の実務について	盛岡少年院	盛岡少年院 岩手県盛岡市月が丘2丁目15-1	3人程度	平成31年8月21日(水)～同月23日(金)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏9	少年院における矯正教育の実務について	東北少年院 ・ 青葉女子学園	東北少年院 宮城県仙台市若林区古城3-21-1 青葉女子学園 宮城県仙台市若林区古城3-24-1	両施設合わせて4人程度	平成31年9月4日(水)～同月6日(金)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏10	少年鑑別所における鑑別の実務について	仙台少年鑑別所	仙台少年鑑別所 宮城県仙台市若林区古城3-27-17	5人程度	平成31年9月中旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏11	少年鑑別所における鑑別の実務について	福島少年鑑別所	福島少年鑑別所 福島県福島市南沢又字原町越4-14	4人程度	平成31年8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること(男女の別は問わない)。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏12	少年院における矯正教育の実務について	茨城農芸学院	茨城農芸学院 茨城県牛久市久野町17-22-1	5人程度	平成31年9月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)及び、法務教官の業務に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏13	少年院における矯正教育の実務について	水府学院	水府学院 茨城県東茨城郡茨城町 駒渡1084-1	3人	平成31年8月 中の連続する3 日間(いわゆる 盆期間を除く。)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。 ・通勤に適当な公共交通機関がないた め、自家用車等での通勤が可能であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏14	少年院における矯正教育の実務について	赤城少年院	赤城少年院 群馬県前橋市上大屋町 60	3人程度	平成31年8月 下旬から9月上 旬の連続する3 日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏15	少年院における矯正教育の実務について	榛名女子学園	榛名女子学園 群馬県北群馬郡榛東村 新井1027-1	3人程度	平成31年7月 末頃から8月中 旬までの連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (女性に限る。)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏16	少年院における矯正教育の実務について	市原学園	市原学園 千葉県市原市磯ヶ谷15 7-1	3人程度	平成31年8月1 9日(月)から8 月21日(水)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指 導)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏17	少年院における矯正教育の実務について	八街少年院	八街少年院 千葉県八街市滝台176 6	3人程度	平成31年8月5 日(月)から8月 7日(水)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏18	少年院における矯正教育の実務について	多摩少年院	多摩少年院 東京都八王子市緑町67 0	5人程度	平成31年8月 又は9月中の連 続する3日間程 度	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男性が望ましい。)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏19	少年院における矯正教育の実務について	愛光女子学園	愛光女子学園 東京都狛江市西野川3-14-26	3人程度	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏20	少年院における矯正教育の実務について	東日本少年矯正医療・教育センター	東日本少年矯正医療・教育センター 東京都昭島市もくせいの杜2-1-9	3人程度	9月中旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏21	少年院における矯正教育の実務について	久里浜少年院	久里浜少年院 神奈川県横須賀市長瀬3-12-1	2人程度	平成31年8月下旬の2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学、体育又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年生以上又は大学院生であること。 ・男性のみとします。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏22	少年院における矯正教育の実務について	新潟少年学院	新潟少年学院 新潟県長岡市御山町11-7-13	3人程度	平成31年9月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏23	少年院における矯正教育の実務について	有明高原寮	有明高原寮 長野県安曇野市穂高有明7299	3人程度	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏24	少年院における矯正教育の実務について	駿府学園	駿府学園 静岡県静岡市葵区内牧118	3人程度	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏25	少年鑑別所における鑑別の実務について	水戸少年鑑別所	水戸少年鑑別所 茨城県水戸市新原1-15-15	4人	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席・実施、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。 ・少人数での体験型実習であるので、積極的な姿勢を有すること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏26	少年鑑別所における鑑別の実務について	前橋少年鑑別所	前橋少年鑑別所 群馬県前橋市岩神町4-5-7	2人	平成31年9月中の連続する2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏27	少年鑑別所における鑑別の実務について	さいたま少年鑑別所	さいたま少年鑑別所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-36	2人	平成31年8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。 ・男女の別は問わない。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏28	少年鑑別所における鑑別の実務について	千葉少年鑑別所	千葉少年鑑別所 千葉県千葉市稲毛区天台1-12-9	2人程度	平成31年8月下旬から9月上旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏29	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京少年鑑別所	東京少年鑑別所 東京都練馬区永川台2-11-7	6人	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席及び実施、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏30	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京西法務少年支援センター	東京西法務少年支援センター 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番1号	3人	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る心理検査等の解釈体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏31	少年鑑別所における鑑別の実務について	横浜少年鑑別所	横浜少年鑑別所 神奈川県横浜市港南区 港南4-2-1	4人	平成31年8月 中旬から9月第 1週頃の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏32	少年鑑別所における鑑別の実務について	新潟少年鑑別所	新潟少年鑑別所 新潟県新潟市中央区川 岸町1-53-2	3人程度	平成31年9月 中の連続する3 日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏33	少年鑑別所における鑑別の実務について	甲府少年鑑別所	甲府少年鑑別所 山梨県甲府市大津町20 75番地1	1人	平成31年8月 中の連続する3 日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。 ・通勤に適当な公共交通機関がないた め、自家用車等での通勤が可能であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏34	少年鑑別所における鑑別の実務について	長野少年鑑別所	長野少年鑑別所 長野県長野市三輪5-4 6-14	3人程度	平成31年7月3 1日(水)から8 月2日(金)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席及び実施、模擬事例に係る少年簿の作成体 験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏35	少年鑑別所における鑑別の実務について	静岡少年鑑別所	静岡少年鑑別所 静岡市駿河区小鹿2丁 目27番7号	2名程度	平成31年8月中 の連続する3日 間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏36	少年院における矯正教育の実務について	湖南学院	湖南学院 石川県金沢市上中町口 11の1	4人程度	平成31年8月2 1日(水)～同月 23日(金)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏37	少年院における矯正教育の実務について	瀬戸少年院	瀬戸少年院 愛知県瀬戸市東山町14	4人程度	平成31年8月28日(水)～同月30日(金)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏38	少年院における矯正教育の実務について	愛知少年院	愛知少年院 愛知県豊田市浄水町原山1番地	3人程度	平成31年7月下旬の連続する3日間(予定)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男性に限る)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏39	少年院における矯正教育の実務について	豊ヶ岡学園	豊ヶ岡学園 愛知県豊田市前後町三ツ谷1293	3人程度	平成31年8月26日(月)～同月28日(水)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏40	少年院における矯正教育の実務について	宮川医療少年院	宮川医療少年院 三重県伊勢市小俣町宮前25	3人程度	平成31年8月19日(月)～同月21日(水)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏41	少年鑑別所における鑑別の実務について	富山少年鑑別所	富山少年鑑別所 富山県富山市才覚寺162-2	3人程度	平成31年7月29日から8月9日までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏42	少年鑑別所における鑑別の実務について	金沢少年鑑別所	金沢少年鑑別所 石川県金沢市小立野5-2-14	3人	平成31年8月又は9月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・その他、心理技官が担う業務	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏43	少年鑑別所における鑑別の実務について	福井少年鑑別所	福井少年鑑別所 福井県福井市大願寺3-4-20	3人程度	平成31年8月中の連続する3日間	応募は受入れ時期で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別業務に係る見学及び実習等(模擬面接、心理検査の受検体験、模擬判定会議等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政に興味・関心があり、心理学を専攻していることが望ましい。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏44	少年鑑別所における鑑別の実務について	岐阜少年鑑別所	岐阜少年鑑別所 岐阜県岐阜市登山1769-20	3人程度	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏45	少年鑑別所における鑑別の実務について	名古屋少年鑑別所	名古屋少年鑑別所 愛知県名古屋千種区北千種1-6-6	6人程度	平成31年7月29日から8月9日までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏46	少年鑑別所における鑑別の実務について	津少年鑑別所	津少年鑑別所 三重県津市南新町12の12	3人	平成31年8月26日(月)～同月28日(水)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏47	少年院における矯正教育の実務について	浪速少年院	浪速少年院 大阪府茨木市郡山1-10-17	3人程度	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育・社会・福祉・心理等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏48	少年院における矯正教育の実務について	交野女子学院	交野女子学院 大阪府交野市郡津2-45-1	3人程度	平成31年7月又は8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(女性に限る)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏49	少年院における矯正教育の実務について	和泉学園	和泉学園 大阪府阪南市貝掛109-6	3人程度	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育学、社会学、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏50	少年院における矯正教育の実務について	加古川学園・播磨学園	加古川学園 播磨学園 兵庫県加古川市八幡町宗佐544	3人程度	平成31年7月1日から8月9日までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏51	少年院における矯正教育の実務について	奈良少年院	奈良少年院 奈良県奈良市秋篠町11-22	3人まで	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導、行事、審査会等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育・社会・福祉・心理等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏52	少年鑑別所における鑑別の実務について	大津少年鑑別所	大津少年鑑別所 滋賀県大津市大平1-1-2	2人程度	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏53	少年鑑別所における鑑別の実務について	京都少年鑑別所	京都少年鑑別所 京都府京都市左京区吉田上安達町37	4人程度	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次又は4年次若しくは大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏54	少年鑑別所における鑑別の実務について	大阪少年鑑別所	大阪少年鑑別所 大阪府堺市堺区田出井町8-30	3人程度	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏55	少年鑑別所における鑑別の実務について	神戸少年鑑別所	神戸少年鑑別所 兵庫県神戸市兵庫区下 祇園町40-7	3人程度	平成31年7月 中の連続する3 日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましい。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏56	少年鑑別所における鑑別の実務について	奈良少年鑑別所	奈良少年鑑別所 奈良県奈良市般若寺町 3	2人程度	平成31年8月 中の連続する2 日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏57	少年院における矯正教育の実務について	美保学園	美保学園 鳥取県米子市大篠津町 4557	3人程度	平成31年7月 から同年9月下 旬までの連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・原則として、大学3年次若しくは4年次又 は大学院生(男女の別は問わない)であ ること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏58	少年院における矯正教育の実務について	岡山少年院	岡山少年院 岡山県岡山市南区箕島 2497	3人程度	平成31年7月 から同年9月下 旬までの連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・原則として、大学3年次若しくは4年次又 は大学院生(男女の別は問わない)であ ること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏59	少年院における矯正教育の実務について	広島少年院	広島少年院 広島県東広島市八本松 町原11174-31	4人	平成31年7月 から同年9月下 旬までの連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・原則として、大学3年次若しくは4年次又 は大学院生(男女の別は問わない)であ ること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏60	少年院における矯正教育の実務について	貴船原少女苑	貴船原少女苑 広島県東広島市八本松 町原6088	3人程度	平成31年7月 から同年9月下 旬までの連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・原則として、大学3年次若しくは4年次又 は大学院生(男女の別は問わない)であ ること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏61	少年鑑別所における鑑別及び地域援助の実務について	鳥取少年鑑別所	鳥取少年鑑別所 鳥取県鳥取市湯所町2丁目417番地	3人程度	平成31年8月中旬から同年9月下旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る少年簿作成体験、心理検査の受検体験) ・地域援助に係る見学実習(出前授業見学、心理援助(各種セラピー)体験)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・原則として、大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏62	少年鑑別所における鑑別の実務について	松江少年鑑別所	松江少年鑑別所 島根県松江市内中原町195番地	4人程度	平成31年7月から同年9月下旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る少年簿作成体験、心理検査の受検体験) ・地域援助に係る見学実習(出前授業見学、心理援助体験等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・原則として、大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏63	少年鑑別所における鑑別の実務について	岡山少年鑑別所	岡山少年鑑別所 岡山県岡山市南区箕島2512-2	3人程度	平成31年7月から同年9月下旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る少年簿作成体験、心理検査の受検体験) ・地域援助に係る見学実習(出前授業見学、心理援助体験等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・原則として、大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏64	少年鑑別所における鑑別の実務について	広島少年鑑別所	広島少年鑑別所 広島県広島市中区吉島西3丁目15-8	6人程度	平成31年7月から同年9月下旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る少年簿作成体験、心理検査の受検体験) ・地域援助に係る見学実習(出前授業見学、心理援助体験)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・原則として、大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏65	少年院における矯正教育の実務について	丸亀少女の家	丸亀少女の家 香川県丸亀市中津町28	3人程度	平成31年8月下旬の連続した3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務内容 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(できる限り女性)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏66	少年院における矯正教育の実務について	四国少年院	四国少年院 香川県善通寺市善通寺町2020	3人程度	平成31年8月下旬頃の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏67	少年院における矯正教育の実務について	松山学園	松山学園 愛媛県松山市吉野町38 03番地	3人程度	平成31年7月 下旬から8月下 旬までの連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・大学又は大学院生(男女の別は問わな い)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏68	少年鑑別所にお ける鑑別の実務 について	徳島少年鑑別所	徳島少年鑑別所 徳島県徳島市助任本町 5丁目40番地	3人程度	平成31年8月5 日から同月9日 までの間の連続 する3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましい。 ・大学又は大学院生であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏69	少年鑑別所にお ける鑑別の実務 について	高松少年鑑別所	高松少年鑑別所 香川県高松市藤塚町3 -7-28	3人程度	平成31年8月 中の連続する3 日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏70	少年鑑別所にお ける鑑別の実務 について	高知少年鑑別所	高知少年鑑別所 高知県高知市塩田町19 -13	3人程度	平成31年8月2 6日(月)~同月 28日(水)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏71	少年院における 矯正教育の実 務について	筑紫少女苑	筑紫少女苑 福岡県福岡市東区奈多 1302-105	3人程度	平成31年9月 上旬の3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専 門職員(人間科学)試験(法務教官区分) を受験予定であること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (性別問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏72	少年院における 矯正教育の実 務について	福岡少年院	福岡少年院 福岡県福岡市南区老司 4-20-1	3人程度	平成31年8月 中の連続する3 日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指 導、教科指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専 門職員(人間科学)試験(法務教官区分) を受験予定であること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏73	少年院における矯正教育の実務について	佐世保学園	佐世保学園 長崎県佐世保市大塔1279	3人程度	平成31年9月2日から同月6日までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏74	少年院における矯正教育の実務について	人吉農芸学院	人吉農芸学院 熊本県球磨郡錦町木上北223-1	3人程度	平成31年8月5日(月)～同月7日(水)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏75	少年院における矯正教育の実務について	中津少年学院	中津少年学院 大分県中津市大字加来1205番地	3人以内	平成31年8月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏76	少年院における矯正教育の実務について	大分少年院	大分少年院 大分県豊後大野市三重町赤嶺2721	3人程度	平成31年8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏77	少年院における矯正教育の実務について	沖縄少年院	沖縄少年院 沖縄県糸満市字真栄平1300番地	4名	平成31年8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏78	少年院における矯正教育の実務について	沖縄女子学園	沖縄女子学園 沖縄県糸満市字真栄平1300番地	3人程度	平成31年7月中旬頃の3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏79	少年鑑別所における鑑別の実務について	福岡少年鑑別所	福岡少年鑑別所 福岡県福岡市南区若久 6-75-2	5人程度	平成31年8月 中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏80	少年鑑別所における鑑別の実務について	小倉少年鑑別支所	小倉少年鑑別支所 福岡県北九州市小倉南区葉山町1-1-7	2人程度	平成31年8月 下旬の連続する2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理、教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏81	少年鑑別所における鑑別の実務について	佐賀少年鑑別所	佐賀少年鑑別所 佐賀県佐賀市新生町1-10	3人程度	平成31年8月 中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政に興味・関心を持っていること。 ・心理学又はその隣接科学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次以上又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏82	少年鑑別所における鑑別の実務について	長崎少年鑑別所	長崎少年鑑別所 長崎県長崎市橋口町4-3	3人程度	平成31年8月 中・下旬の連続する3日間	応募は、全日程参加可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検・処理体験、行動観察実習、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏83	少年鑑別所における鑑別及び地域援助の実務について	熊本少年鑑別所	熊本少年鑑別所 熊本県熊本市西区池田1-9-27	3人程度	平成31年8月 中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続及び地域援助業務に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生であること(年次は問わない)。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏84	少年鑑別所における鑑別の実務について	大分少年鑑別所	大分少年鑑別所 大分県大分市新川町1丁目5番28号	2人程度	平成31年8月 中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
夏85	少年鑑別所における鑑別の実務について	宮崎少年鑑別所	宮崎少年鑑別所 宮崎県宮崎市鶴島2-1 6-5	4人程度	平成31年8月8 日(木)～同月9 日(金)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学及び教育、社会、福祉等人間科 学を専攻していることが望ましい。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であることが望ましい。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏86	少年鑑別所における鑑別の実務について	鹿児島少年鑑別所	鹿児島少年鑑別所 鹿児島県鹿児島市唐湊 3丁目3番5号	3人程度	平成31年8月 中の連続する3 日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏87	少年鑑別所における鑑別の実務について	那覇少年鑑別所	那覇少年鑑別所 沖縄県那覇市西3-14 -20	8人程度	平成31年8月 中の連続する3 日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、心理検査の受検体験、運動場面における行 動観察の作成体験、模擬事例に係る判定会議の 見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137